

まちづくり相談窓口

(社会資本整備総合交付金等を通じたまちづくり・住まいづくりの支援)

《背景・目的》

人口減少、少子高齢化、防災・減災対応など地域が抱えるさまざまな課題に対して社会資本整備総合交付金等を通じた具体的かつ効果的な支援が急務

◇ 地域が抱えるさまざまな課題の明確化と具体的な課題解決に向けた支援

◇ 地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫が生かせる総合的な交付金等の活用を支援

《まちづくり相談の具体的な支援内容》

① 魅力と活力あるまちづくり・住まいづくり

- ・コンパクトなまちづくり
- ・地域特性を活かした活力あるまちづくり
- ・高齢者が暮らしやすいまちづくり
- ・空き家再生のまちづくり

[支援イメージ:コンパクトなまちづくり(立地適正化計画)]

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

◆都市機能(福祉・医療・商業等)の立地促進

○誘導施設への税財政・金融上の支援

- ・外から内(まちなか)への移転に係る買換特例 **税制**
- ・民都機構による出資等の対象化 **予算**
- ・交付金の対象に通所型福祉施設等を追加 **予算**

○福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

- ・市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能

○公的不動産・低未利用地の有効活用

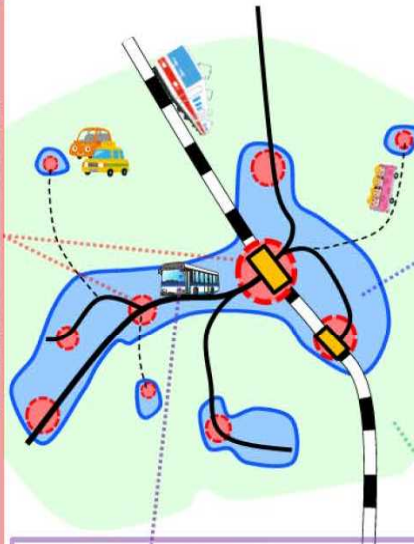
- ・市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 **予算**

◆歩いて暮らせるまちづくり

- ・附置義務駐車場の集約化も可能
- ・歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
- ・歩行空間の整備支援 **予算**

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ



居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

- ・区域外の公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 **予算**
- ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度(例:低層住居専用地域への用途変更)

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- ・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
- ・市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

- ・不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
- ・都市再生推進法人等(NPO等)が跡地管理を行うための協定制度
- ・跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を支援 **予算**

公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定

◆公共交通を軸とするまちづくり

- ・地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援(地域公共交通活性化再生法)
- ・都市機能誘導区或へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設の整備支援 **予算**

② 安全・安心なまちづくり

- ・防災拠点と避難経路等の整備
- ・インフラの整備・耐震化
- ・住宅、建築物の耐震化
- ・防災訓練、防災教育の実施
- ・防災情報通信ネットワークの整備

[支援イメージ:住宅・建築物の耐震化]

・住宅の耐震改修

- 筋かいによる補強
- 構造用合板による補強
- 筋かいのタスキ掛け



・マンションの耐震改修

